

## 板橋区専門養育家庭研修の受講に要する経費補助金交付要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(通則)

第1条 板橋区専門養育家庭研修の受講に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都板橋区補助金交付規則（昭和42年3月31日東京都板橋区規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、板橋区において専門養育家庭（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の36に規定する専門里親をいう。以下同じ。）として認定を受けるために必要な、板橋区の指定する研修（以下「指定研修」という。）の受講に際する経費とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、指定研修を受講した者で、専門養育家庭の認定を受けることを希望する者（以下「補助事業者」という）とする。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を受講するために必要なテキストの購入及び研修等を受けるために必要な経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、前条に規定する経費の実費とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、区長に、指定研修の受講を修了したことを証明する書類及び対象経費に要した費用を証明する書類を添付した板橋区専門養育家庭研修受講経費補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を、区長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 区長は、申請書の提出があったときは、申請書及び関係書類を審査し、交付の可否及び補助金の交付額を決定しなければならない。

2 区長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により速やかに申請書を提出した者に通知しなければならない。

3 区長は、補助金の交付が暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年10月30日東京都板橋区条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

（補助金の交付請求）

第8条 区長は、前条第2項の規定により交付の決定をしたときは、補助事業者に板橋区専門養育家庭研修受講経費補助金交付請求書（別記第3号様式。次項において「請求書」という。）を提出させるものとする。

2 区長は、請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書に係る補助金を支払わなければならない。

（調査等）

第9条 区長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（決定の取消し及び返還）

第10条 区長は、補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、その決定の全部又は一部について取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

2 区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第11条 交付対象者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところによりその額を返還しなければならない。

2 前項の規定は第7条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

3 区長は第1項の規定にかかわらず、前項の規定による取消しをした場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（違約加算金及び延滞金）

第12条 交付対象者は、前条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付対象者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（他の補助金等の一時停止等）

第13条 交付対象者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、板橋区子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

年 月 日

板橋区専門養育家庭研修の受講に要する経費補助金交付申請書

板橋区長 あて

申請者 住所  
代表者氏名  
電話

板橋区専門養育家庭研修の受講に要する経費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
なお、本事業の目的を理解した上で誠実に遂行します。

記

1 申請額 金 円

2 申請額内訳

項目	金額	内訳

第 号  
年 月 日

板橋区専門養育家庭研修の受講に要する経費補助金（交付・不交付）決定通知書

あて

板橋区長

年 月 日付で申請のあった板橋区専門養育家庭研修の受講に要する経費補助金については、下記のとおりとすることに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付について 補助金の交付を決定します（金 円）。  
補助金の不交付を決定します。（理由 ）
- 2 補助条件  
次の補助条件に従わなければならない。
  - （1） 次の各号の一に該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消す。
    - ① 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
    - ② 補助金等を他の用途に使用したとき。
    - ③ その他補助金等の交付の決定の内容またはこれに対する条件その他法令またはこの規則に基づく 命令に違反したとき。
  - （2） （1）により補助金の交付の決定を取り消された場合において、区長から当該補助金の返還を命じられたときは、区長が指定する期限までに当該補助金を返還しなければならない。
  - （3） （2）による補助金の返還命令に基づき補助金を返還する場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
  - （4） （2）による補助金の返還命令に基づき補助金を返還する場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
  - （5） 補助事業に係る収支の事実を明らかにした証拠書類を整理するとともに、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
  - （6） 補助金の交付請求  
区長が指定する日までに、所定の様式により区長に補助金の交付を請求しなければならない。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

## 専門養育家庭研修の受講に要する経費補助金交付請求書

板橋区長 へ

(申請者)

住所

---

代表者氏名

---

専門養育家庭研修の受講に要する経費補助金について、下記のとおり請求します。

金 額						
-----	--	--	--	--	--	--